

提 言

東日本大震災被災地域の復興に向けて
—復興の目標と7つの原則（第二次提言）—



平成23年（2011年）9月30日

日 本 学 術 会 議

東日本大震災対策委員会

被災地域の復興グランド・デザイン分科会

本提言は、日本学術会議東日本大震災対策委員会 被災地域の復興グランド・デザイン分科会での審議の結果を取りまとめ、東日本大震災対策委員会の承認を得て公表するものである。

東日本大震災対策委員会被災地域の復興グランド・デザイン分科会

委員長	進士 五十八	(第三部会員)	東京農業大学名誉教授
副委員長	石川 幹子	(第三部会員)	東京大学大学院工学系研究科教授
幹事	大西 隆	(連携会員)	東京大学大学院工学系研究科教授
	淡路 剛久	(第一部会員)	早稲田大学大学院法務研究科教授
	江原由美子	(第一部会員)	首都大学東京大学院人文科学研究科教授
	今井 浩三	(第二部会員)	東京大学医科学研究所附属病院長・教授
	武田 和義	(第二部会員)	香川大学監事、岡山大学名誉教授
	西澤 直子	(第二部会員)	東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授、 石川県立大学教授
	濱田 政則	(第三部会員)	早稲田大学理工学術院 社会環境工学科教授
	河田 潤一	(連携会員)	大阪大学大学院法学研究科教授
	森田 朗	(特任連携会員)	東京大学公共政策大学院教授、東京大学政策ビジョン 研究センター学術顧問

東日本大震災対策委員会

委員長	広渡 清吾	(会長)	専修大学法学部教授
副委員長	唐木 英明	(副会長)	東京大学名誉教授
幹事	浅島 誠	(第二部部長)	産業技術総合研究所フェロー兼幹細胞工学研究センター長
幹事	岩澤 康裕	(第三部部長)	電気通信大学電気通信学部量子・物質工学科教授
委員	大垣 眞一郎	(副会長)	独立行政法人国立環境研究所理事長
	秋山 弘子	(副会長)	東京大学高齢社会総合研究機構 特任教授
	小林 良彰	(第一部部長)	慶應義塾大学法学部教授・同大学多文化市民意識研究センター長
	木村 茂光	(第一部副部長)	東京学芸大学教育学部教授
	酒井 啓子	(第一部幹事)	東京外国語大学大学院地域文化研究科教授
	白田 佳子	(第一部幹事)	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	福井 次矢	(第二部副部長)	聖路加国際病院院長
	山本 正幸	(第二部幹事)	東京大学大学院理学系研究科教授
	鷺谷 いづみ	(第二部幹事)	東京大学大学院農学生命科学研究科教授

後藤 俊夫	(第三部副部長)	中部大学副学長
池田 駿介	(第三部幹事)	建設技術研究所池田研究室長
永宮 正治	(第三部幹事)	J-PARCセンター長
有本 建男	(特任連携会員)	独立行政法人科学技術振興機構社会技術研究開発 センター長、研究開発戦略センター副センター長

はじめに

2011年3月11日の東日本大震災の発生から、6ヵ月が経過した。東日本大震災では、15,805人が亡くなられ、4,040人の方が、依然、行方不明である(9月22日現在、警察庁発表)。東京電力福島第一原子力発電所の事故は、依然として予断を許さない状況にあり、大量の放射性物質が広域にわたって放出され、森林、農地、都市、海域に拡散した。食の安全、人体への外部被曝・内部被曝の問題は、モニタリング体制の確立と除染を、緊急に必要としている。

この中で、大震災からの復興の目標と道筋を示す「復興計画」は、東日本大震災復興構想会議による「復興への提言～悲惨のなかの希望」(6月25日)が出され、政府の東日本大震災復興対策本部からの「東日本大震災からの復興の基本方針」(7月29日決定、8月11日改定)が決定されたが、生活や地域の再生の具体的道筋を示す自治体ごとの復興計画は、わずかに3市町で策定されているにすぎない(9月22日現在)。

この一方で、被災地域の住民は生活と仕事の基盤を失い、10万人に及ぶ方々が仮設住宅や民間賃貸住宅へ移住したものの、依然として避難所で暮らす方々が6千人にもものぼっている。福島県からの県外避難者の数は増え続けて、5万5千人にのぼっており、故郷へ帰ることのできる道筋と時期は、明示されていない。

日本学術会議は、6月8日、緊急に「復興の目標と7つの原則」の骨子を公表した。しかしながら、震災発生6ヵ月後の現状を踏まえ、一向に進展しない復興事業、そして放射性物質による汚染の拡大という深刻な事態に鑑み、7つの原則の骨子に沿って、いま最も必要とされる緊急事項に焦点をあて、本提言とするものである。

1 復興の目標：「いのちと希望を育む復興」

復興は、何よりも、人々のいのちを大切に、暮らしを再建し、未来への希望を育むものでなければならない。未曾有の災害の記憶を国民が一体となって共有し、災害を二度と繰り返さないことを誓うことが重要である。また、復興は、津波や原発災害の恐れのある国内外の地域に対しても、災害に強く、安全な地域となるよう具体的指針を提示するとともに、復興の道筋を通して人間と自然の新しい関係を構築し、21世紀日本の未来像を示し、地球環境の持続的発展に貢献することを目標とする。

2 復興に向けての原則

(1) 「原発問題に対する国民への責任、除染、速やかな国際的対応推進」の原則

原発事故に発する放射性物質の除染対策、原発の安定化、避難住民の健康管理と生活再建は、行政、学術、民間が一体となり総力を挙げて取り組む国家プロジェクトであり、国はこれを推進するとともに、原発事故を引き起こした東京電力株式会社の責任を明確にし、被災者の救済に取り組まなければならない。

なかでも、現在、緊急に必要とされていることは拡散した大量の放射性物質の測定と

除染である。作物生産のための土壌の除染や、居住のための放射能除染を考える場合には、放射性物質の拡散のルートを抑えることが重要である。すなわち、放射性物質は、森林・河川・沼沢・水田・河川・海など、雨水の流れに沿って拡散しており、生態系に沿った除染対策が必要である。事故後約6カ月たった現在、放射性セシウムは土壌の表層2.5センチの深さに95%が存在し、既に粘土粒子等と強く結合して容易に水には溶けてこないが、豪雨の時等は濁流に舞い上がり、粘土粒子として水と共に移動する。そのため農地の除染は基本的には用水系に従って行われなければならない。森林では放射性物質は樹木や落ち葉や腐葉土に沈着しており、最終的には森林の除染が最大の課題となる。しかし現時点では、林学関係者による森林の放射能汚染の実態解析は十分でない。森林の除染対策を早急に考えるべきである。また、放射性セシウムが付着した落ち葉や剪定枝を中途半端な温度で燃やすと、放射性物質を空气中に拡散させることになる点に注意が必要である。

水田については、現行の国の指導による土壌汚染の規制値5000Bq/kgで作付している農地からは、白米の出荷規制値を超える米が収穫される可能性は低いと考えられていたが、福島県二本松市産の新米予備検査で、暫定規制値の500Bq/kgの放射性セシウムが検出された。徹底的な原因の究明が求められる。消費者の側からすれば水田の放射能は限りなくゼロであることが求められる。そのためには作土15センチの範囲から放射性物質を除染する必要がある。農地土壌の放射性物質除染技術については、政府、自治体がさまざまな試みを行っているが、企業が蓄積している技術をも活用し、除染技術の開発と手法の検討を早急に行う必要がある。

都市居住空間の除染については、校舎や校庭、公共施設や道路から既に始められている。表土を効率的に剝いで、その汚染を拡散させないように処理するためのフィルター付き小型機械の開発なども重要である。また除染した部分だけは当初の1-2割に線量が減るが、空間線量は半分以下には必ずしも減っていない。その理由は、森林、河川敷を含めた広域の除染が行われていないからである。たとえば年間積算5mSvの放射線量が低下させようと考えて、線量が比較的低い校庭を表土剝離しても、周辺地域から放射線は照射されており、風、雨、動物、人の移動によって、放射性物質が拡散する可能性が高い。したがって地域のどこまでの範囲を除染するかについて工程表が必要である。このためには、放射線の測定を広域的に行い、詳細な放射能汚染マップを作成し、系統的に除染を進めなければならない。

さらに現状では剝がした表土等、嵩がふえるばかりの膨大な放射能汚染廃棄物をどう処理すべきかが考慮されていない。終末処理の対策を早急に立て、除染の流れをスムーズに加速する必要がある。空間線量を減らすために、伐採された放射能汚染剪定枝、落ち葉などを焼却するために、排煙処理装置を備えたバイオマス発電所を福島県内の数か所に早急に建設することは、除染目的が達成されると同時に自然エネルギーによる電力が得られることになり一挙両得の施策である。今後、除染作業によって集積した廃棄物に加えて放射能汚染農産物残渣の処理も問題になると考えられ、汚染農畜産物残渣専用の燃焼炉の準備をしておくことも重要である。このようにして嵩張るバイオマスを燃焼

濃縮した、超高濃度放射性物質の飛灰や焼却灰などはセメントなどで固めて埋設施設に処理する必要があり、その場所の選定も緊急の課題である。

国は、これらの課題に対して、広く国際社会に対して情報を公開し、学術等の協力と支援を求め、重要課題として取り組まなければならない。そのために、国は、学術の参画・協力の下、早急に世界の原子力安全技術知の結集を行い、放射能汚染の測定と実態把握、科学的検討を踏まえて、除染対策の本格的展開を図る必要がある。そして、何よりも、住民の将来設計への的確な情報提供を行い、行政の判断材料を提供できるよう、広域的かつ即地的なデータの提示、土地利用制限への多段階的ゾーニングを示すべく慎重な検討を始めるべきである。

(2) 「日本国憲法の保障する生存権確立」の原則

被災地域の住民、とりわけ 10 万人に及ぶ避難住民、及び原発事故に伴う立ち入り禁止の警戒区域と計画的避難区域の住民（対象人口 8 万 5 千人）に対する、日本国憲法の保障する生存権の確立は、復興の基本である。被災地域住民は、原発事故による故郷からの隔離、津波災害による農業・漁業など仕事と生活の場の喪失、生活資金の枯渇、二重債務による経済的自立の困難、長期の避難生活による心身の疲労、医療・福祉ケアシステムの崩壊等、生存の危機にあり、すべての国民に保障されている「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が脅かされている。復興にあたっては、その回復に向け全力を尽さなければならない。何よりも生活と仕事の場、それを支える社会システムの復旧と再建が急がれる。

なかでも、医療施設の崩壊と医療人の不足は、計り知れない不安を住民に与えている。そもそも日本の医療は、西日本に比較し、北日本・東日本の医師不足が固定化されてきた。そこへ、今回の地震・津波・放射線の漏えいである。国は直ちに組織的に、使用し得る医療施設を集約し活用する方策を練るとともに、一方で、医療施設の不足している地域には、復興計画に沿った新たな医療機関を設けるべきである。さらに、ここに全国の医療人を総動員する必要がある。また、高齢者や障害者に対する介護施設等も同様に、早急に整備する必要がある。加えて、放射線に被曝した可能性のある住民に対しては、倫理面と個人情報に留意しつつ、一般的な健康調査とともに、ゲノムレベルでの慎重な調査、追跡活動、ならびに心的障害に対する対応が焦眉の急である。そのために国は、医療・福祉等全体として指揮する機関を立ち上げ、一刻も早く系統的対応を図るべきである。

被災者の生存権を保障する上で重要なことは、被災者には、身体状態・年齢・性別など多様な人々が含まれており、多様性に配慮した支援を確立する必要があることである。被災者には自立者だけでなく、その生存が他者によるケアに依存する依存者、依存者のケアを担っているがゆえに生存が困難になるケア労働者が含まれている。依存者の生存権を保障することは、単に、依存者にも自立者と同じだけ支援を行うだけでは不可能であり、ケア労働者の生存権もまた保障されなければならない。

また、未来の担い手である子どもの成育・教育環境の整備及び人的・物的支援の制度を万全に構築し、大震災により保護者を失った子どもへの特別の支援策を早急に講じる必要

がある。人は、母親的人物、父親的人物、基本的家族、近隣、学校という重要な対人関係に段階的に触れ、未知のものを試し、自らの能力を限界まで発揮しようとする。被災地の子どもも多くは、こうした場面で辛い経験をした。夢や希望を理不尽にも奪い去られようとする子どもの抱く願望を思い、一人ひとりの子どもたちが個人として尊重され、差別なくそれぞれの「幸福」を追求できる社会を創る責務を大人は負っている。義援金が多く寄せられ、育英奨学金等も少なからず立ち上げられた。両親、あるいは親のどちらかが死亡または行方不明の子どもは、岩手、宮城、福島の3県で1,800人に迫り、さらに増える見通しである。そうした子どもたちにとっては、金銭的支援にもまして重要なのが、親的な人びとによる心のケアである。被災地では、行政（社会教育主事、児童相談所など）や医療機関、NPOなどの緊密な連携の下に、震災遺児支援センター（チーム）を制度横断的に編成し、子どもの生存権、地域権利を守る立場から長期にわたって彼らの成長に寄り添い、見守っていく必要がある。彼らが被災経験を通じて将来、例えば農業や漁業、水産業、あるいは看護師などを目指そうとするとき、地元あるいは全国の関連校は、授業料免除や全寮制度をもって受け入れたい。学校間で単位互換、国内留学などへの取り組みも期待したい。子どもの希望を未来へとつなぐあらゆる情報は広く共有され、関係者全員に共有できることが求められる。関係構築のための情報提供は、「絆づくり」でもある。

（3） 「市町村と住民を主体とする計画策定」の原則

復興に向けた目標と道筋を明らかにする「復興計画」の策定は、急務である。目標なきところに、復興はない。復興計画策定の主体は、被災した基礎自治体であるべきであり、国、県の復興計画は、それを包摂し、制度設計と財政的支援、及び広域的・国際的調整に主眼がおかれるべきである。現在、国により地域毎の被害実態調査、及び市町村の復興計画策定支援が行われているが、政府の第3次補正予算の編成が10月以降にずれこみ財源的裏付けが明確になっていないこと、津波浸水地域の土地利用方針、堤防の高さなどが容易に定まらないこと等のため、市町村の復興計画はまだごく一部でしかまとめられていない。このため、被災者は、どこに住むことができるかという、今後の生活の再建上、最も重要な展望を描きだすことができないでいる。

これらの課題を解決し、被災によって弱体化している基礎自治体の行政能力を補強するため、国は、すみやかに財源確保の方針を明確にし、国の機関、自治体間の水平的連携、ペアリング支援、企業やNPO団体の支援、民間からの人材派遣、国際的支援の受け入れなど、多様な支援の仕組みを創りだし、推進していく必要がある。中期的には、被災地域の自立的運営を推進していく方向での行政区域や組織の再編も検討されてよい。

国は、復興を進めるために各被災地域の固有性を踏まえ、それを生かせるような震災復興特区（規制緩和型特区、税財政支援型特区、権限移譲型特区）等の施策の選択を可能にすべきである。とりわけ、「市町村と住民を主体とする計画策定」の原則からすると、権限委譲型特区を活用できるようにすることが重要である。たしかに、規制緩和型特区と税財政支援型特区は重要であり、復興においては大いに活用される必要がある。しかし、それらだけあって、権限委譲型特区が活用されなければ、市町村が総合的な復興計画をたてて

も、その計画は個別分断的な政策ごとに規制緩和の範囲内かどうか、税財政支援の個別枠組みに対応しているかどうかなど、既存の縦割りの行政管轄によって個別分断的に特区制度への適合審査を受けることになってしまう。復興の在り方は、市町村の実情によって異なり、市町村独自に復興計画を立てるところもあるし、国や県の枠組みの中で復興計画をすすめるところもあろう。それもまた、市町村が自ら決めることである。市町村の復興計画が、より広域的な国や県の復興計画に合致しないことはあり得る。そのような場合には、国や県と協議を重ねることによって調整をはかるようにすべきであろう。

計画策定に際しては、男女共同参画を実現し、青年の参加を促進し、子ども・高齢者・障がい者・外国人等への配慮とその参加を保障することが重要である。

(4) 「いのちを守ることのできる安全な沿岸域再生」の原則

津波により壊滅した被災地域の沿岸域は、高い災害のリスクを負っている。7月29日に国が決定した「東日本大震災からの復興の基本方針」では、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を導入し、地域ごとの特性を踏まえて、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」によるまちづくりを推進するとされている。想像を超える津波災害を実際に経験した被災地では、「防ぐ、守る、逃げる」を組み合わせた多重防御の重要性は実感されており、復旧復興の過程でも、この考え方を貫いて、特定の施設に偏らない津波対策を施していくことが重要である。このためには、被災のメカニズムを可能な限り科学的に検証し、自然の脅威を完全に抑止するという考え方からの転換を図り、人命保護を第一とし、併せて被害を最小限に止める新たな沿岸域再生の計画論と技術論が必要である。

たとえば、厩大に発生し、山積み状態となっている災害廃棄物は、新たな沿岸防災帯の整備の中で優先的に利活用されなければならない。しかし、現行の災害廃棄物の処理では、分別により、リサイクル、建設資材、焼却、最終処分という分類に従って行われており、民間への売却が決定されている。このため、廃棄物を活用した防災の丘や2線堤としての道路の嵩上げなどができるのかが見通せなくなっている。江戸時代以来の歴史を持つ沿岸の防潮林を、耐浪性のある丘の上に再生するために廃棄物を活用する等、多重防御のための地域に即した様々な工夫と実施計画が、緊急に必要である。

沿岸域の再生にあたっては、長大な防潮堤のあり方について検証を行う必要がある。多様な東北地方の沿岸を、規格の定められた防潮堤だけで貫徹するのは、大地、自然への配慮のみならず、住民の郷土愛に対する阻害要因となってしまう。自然海岸、半自然海岸、人為海岸、人工海岸など、海岸特性に対応した計画、設計、施工方式を検討する必要がある。

土地利用計画にあたっては、特に、住宅の安全性が確保されるべきである。さまざまな状態で人が居住する住宅が、大津波の届かない場所に立地することが最優先される必要がある。しかし、安全な高さは、防潮堤の整備によって低くすることができるし、また高台への移転、中高層建築物の上層階、人工デッキ等、様々な方法で確保することができる。加えて、徒歩だけではなく、自動車でも逃げることのできる避難路、避難場所を確保することも重要である。一方で、漁港、漁場、水産加工場、農地、商店、工場等の生産施設は、

海と密接な関係を有する場合があります、被災した従来の市街地から離れることができない場合も少なくない。この場合には、可能な限り嵩上げして安全性を高めたり、近くに津波避難ビルや避難タワーを建てて、安全な高さを確保し、地震や津波の警報が確実に伝達されるシステムを作ることが重要である。このように、土地利用計画は、人々の住宅や所有地の移転や交換等、個人の資産のあり方にも踏み込むために、合意形成は容易ではないが、政府は十分な財政的支援の枠組みや先例を示して、被災者が安心して計画策定に参加できるようにすることが必要である。

また、被災地は、基本的には人口減少が今後、加速していくことが予想される地域であることを基本的認識として、①居住、産業環境から撤退する地域、②産業を維持するために逃げることを前提とする地域、③居住環境として里山と調和した地域再編を行う地域など、これまでの機能的用途地域の考え方から「いのちを育む都市計画」へ発想を転換すべきである。

(5) 「産業基盤回復と再生可能エネルギー開発」の原則

三陸のリアス式海岸地域では、漁村、漁港、漁場が壊滅的被害を受けた。養殖施設、漁船、漁具、加工施設などの復旧は資金の投入によって可能であるが、復旧するまでの漁業者に対する経済的サポートが肝要である。また、養殖のための種苗の確保には特別な配慮が求められる。

日本の穀倉地帯でもある仙台平野の農地では、広域で塩害を被り、地盤沈下が生じている。当該地域における水田耕作復活の鍵を握っているのは除塩対策とあわせて排水であり、地盤沈下の実態を踏まえて、抜本的な農地・農村再生施策の検討と実行が求められる。地盤沈下により海面下となった地域については、排水して農地として使うか、調節池として利用するかは、内水氾濫の問題とも考え合わせ、検討する必要がある。畜産業については、汚染レベルの低い地域に避難する以外対策はないであろう。

今回の災害で明らかになったのは、東北・北関東地域が、工業、製造業系産業においても、世界的なサプライチェーンに多大な影響を与える高い技術力や品質を有している企業が集積した一大拠点であったということである。これらの産業基盤の回復にあたって、国は、災害によって生活手段を失った人々が自立をするまで、その生活を支援し、生産基盤や人的組織などの活動基盤を失った企業の復興に向けた融資や支援をする必要がある。先端的製造業へのサプライチェーンの集積地としての役割を回復するためには、海外へのシフトの動きが現実化する前に、迅速な対応が必要となる。国は、これらの生産基盤、製造基盤の壊滅的実情や農林漁業従事者の長期的減少傾向を踏まえて、産業を復興するための制度改革および経済開発等の支援を重点的に行う必要がある。

また、沿岸部や被災地の後背地に広がる里山エリアを再生可能エネルギー（太陽光、風力、小水力、バイオマス、地熱）の整備拠点として位置づけ、日本のエネルギー政策の新展開を先導する構想に発展させるべきである。被災地の復興まちづくりにおいては、再生可能エネルギーの導入を視野にいれた自立・分散型のシステムの導入を行い、エネルギー効率を最大化するスマート・グリッドなどを取り入れ、新産業の展開を行う必要がある。

この実現のためには、自立共生都市モデルの確立に向けたナショナル・プロジェクトの展開を被災地において行うことが必要である。

(6) 「流域自然共生都市」の原則

今回の被災地域においては、伝統的に海・山・川の恵みを受け、自然資源の持続的利用に依拠した小流域圏を基盤とする地域社会が形成されてきた。このため、被災地域の復興にあたっては、土地自然が有している潜在的可能性を踏まえた、回復力（レジリエンス）の高い復興の考え方が重要である。

被災住民を主体とする復興自治は、狭い行政単位ベースでは困難で、いのちと希望の再生を願うとき、「森は海の恋人」として、すでに被災地の一部の地域において実践されている「機能的秩序の複雑なエコシステム」としての「流域圏」という「奥行き」のなかに位置づけることが重要である。例えば、漁場の共同集団経営圏域の拡大や水産業復興特区構想については、地元漁場、市場、コモンズとしての海の幅広いステークホルダーが、東日本、太平洋、世界を見据えた復興プランを提示する。提示されたプランを国や県が財政的、制度的に支援する。ステークホルダーは外部の組織、専門家を含めて多種多様である。重要なことは、視座はできるだけ多く幅広く確保され、徹底して議論することである。実際の展開にあたっては、沿岸域の自然環境情報を収集し、その特質を詳細に分析し、かつ、沿岸域を支える多様なモザイク状の土地利用が展開されてきた里地・里山・里海、背後に広がる水源涵養地域や水系を、流域圏として一体的にとらえる「奥行きと幅」のある計画とすべきである。

また、東北地方が育んできた固有の歴史文化を「文化的景観」としてとらえ、復興計画の中で明確に位置づけ、次世代型観光資源の保全と開発に繋げていくことが重要である。被災地独特の文化的景観である居久根（屋敷林）は、津波から家屋倒壊を防ぐなど重要な役割を果たしたが、震災発生後6ヵ月の現在、塩害が樹木を侵し、立ち枯れの状況を呈してきている。救済不可能という判断から、一部では伐採が行われつつあり、適切な再生計画の策定と財政的支援が必要となっている。用地の取得、借地、地域指定といった多段階的手法を生かせる、新しい保全・再生施策が求められる。

首都圏及び日本海側と被災地を縦断的・横断的に結ぶ新たな道路網の形成は、固有の流域圏の交流と経済活性化をもたらす可能性を有している。伝統的な流域圏を基盤とする自然共生都市の再生と、新たな結びつきである沿岸域、広域圏との関係を創造的・発展的に展望することが復興の基本となる。

(7) 「国民の連帯と公平な負担に基づく財源調達」の原則

復興事業のための財源確保と、地域経済、日本経済の回復と復興に向けて、短期、中期、長期の時間軸を基本に財政政策と経済政策を構築しなければならない。

政府は、東日本大震災の被害額を16.9兆円と見積もり、5年間で19兆円、10年間で23兆円の復興事業費を要するとした。既に2011年度の第1次、第2次補正予算で、6兆円強を予算化したが、本格的な復興事業費とされる第3次補正の概要を早急に示して、被災

地の人々が、復興事業が着実に行われることを見通せるようにしなければならない。財源の調達には、一般的には、現行予算の節約や被災地への優先配分あるいは国有資産売却等による税外収入、建設国債による長期返済資金調達、復興債を復興税で償還する中短期的な資金調達の方法がある。政府は、既に次世代につけを回さない範囲で財源を調達すると明言しているので、こうした枠の中で、広く国民が、被災地救済の財源づくりに参加できるとともに、公平性と公正性の高い方法で、財政資金を確保する必要がある。

また、復興事業会計を他の会計とは区別して経理し、復興予算が、誰の負担で、どの程度支出されたのかが明瞭になるようにしなければならない。被災地では、防波堤・防潮堤の建設、集落移転、地盤の嵩上げや人工デッキ等の安全確保の費用が十分に確保されるのかが懸念されている。国は、速やかに、復興事業の規模と財源を示し、被災地で復興事業が安心して進められるようにする責務がある。

個々の事業でも、従来の国地方の負担割合を適用したのでは、地方の負担が過大になるという心配がある。補助率の引き上げ、補助対象額の引き上げ、国の事業範囲の拡大等、個々の事情を踏まえて、財政支援を進める必要がある。

同時に被災地の側でも、人口や世帯の減少傾向が続くことを踏まえて、出来るだけ居住地を集約化して、復旧復興事業が効率的に行えるようにしたり、利用頻度の低い社会基盤は縮小して復旧復興する等、合理的な復興を図ることが期待される。

おわりに

日本学術会議は、震災発生後、6ヵ月を経過し、災害が今も継続していることと、復旧・復興への道筋が、なお明確でなく、今後も様々な困難が続くことを深く認識し、6月8日に公表した「復興の目標と7つの原則」を踏まえて、最新の状況に応じた提言をまとめた。特に放射性物質の除染、生存権の確立、復興計画の早期着地、再生可能エネルギーの開発、文化的景観の持続・再生、財源の捻出などについて、具体的提言を行った。日本学術会議は、これを踏まえた復興事業の進行を期待すると同時に、復興計画が被災地域のみならず日本の社会全体に重要な影響を持つものであることに思いをいたし、被災地域の復興に向けて一層具体的な計画や提案の検討、また、原発事故の早期収束と放射線被害の防止のために、引き続き活動を進めていく決意である。

日本学術会議は、大震災と原発事故に因り多くの国民が困難と不安の中にある状況を直視し、国民生活の安全の確保について学術が負うべき責任の重さを、深く認識している。大震災と原発事故への対策が十分であったかどうか等の原因究明、さらに国民の安全の確保に関してこれまで積み上げられてきた学術活動に対する批判的な自己検証を行い、これらを通じて、今次の未曾有の惨禍を、次世代のために、より安全な社会を確立する礎として築いていく。